

# 「鳩山町国民保護計画」の変更概要

## 1 鳩山町国民保護計画について

市町村国民保護計画は、武力攻撃や大規模テロ等に対し避難・救援などの国民保護に関する措置を迅速かつ的確に実施するため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）、国の「国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）」及び埼玉県「国民保護に関する埼玉県計画（以下「県計画」という。）」に基づき策定するものです。

本町においては、鳩山町国民保護計画（以下、「本計画」という。）を平成19年1月に策定し、その後、平成23年1月に一部変更しました。

本計画は、「第1編総則」、「第2編平時における準備編」、「第3編武力攻撃事態等対処編」など6編で構成しています。

## 2 変更理由

本計画は、国の基本指針が平成29年12月に変更されたことなどに伴い、平成30年12月に県計画が変更され、また、本町においても組織改正等があったことから内容の追加や変更が必要となったため変更するものです。

## 3 主な変更内容

### (1) 国の基本指針改定に伴う変更

#### ① 弾道ミサイル落下時の避難行動の住民への周知

弾道ミサイル攻撃の場合の留意点に「県及び市町村は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、国と連携し全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める」旨を追加。

#### ② 情報伝達手段の多重化等の推進

警報の住民への周知方法に、「市町村は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める」旨を追加。

### ③ 避難施設の確保

県の行う避難施設の指定に際して、「避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、できるだけ多くの避難施設の確保に努める」旨を追加。

### ④ 避難施設の指定要件として地下施設を位置づけ

爆風等から直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物のほか「地下街、地下駅舎等の地下施設」を追加。

### ⑤ 武力攻撃事態等に特有な訓練の実施

武力攻撃事態等に特有な訓練等の実施に当たっては、地下への避難や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める旨を追加。

### ⑥ 武力攻撃原子力災害時における避難退域時検査等の実施

核攻撃等においては、避難住民等の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる旨を追加。

## (2) その他

前回計画変更からの時点修正（本町の概況、本町の組織改正に伴う町国民保護対策本部の組織図など）、常用漢字表に基づく語句の修正等